

改正

平成13年6月29日条例第28号

平成17年3月28日条例第22号

平成19年12月25日条例第36号

平成20年6月27日条例第27号

平成21年12月24日条例第37号

平成23年12月21日条例第28号

平成25年3月27日条例第26号

平成27年3月27日条例第23号

平成29年3月28日条例第18号

平成29年10月2日条例第33号

令和3年3月25日条例第10号

令和5年3月28日条例第9号

刈谷市生涯学習センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、生涯学習センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民一人一人が、自ら求め、自ら満たし、生涯を通じて生きがいを持てる生涯学習の振興を図るため、センターを設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南部生涯学習センター	刈谷市野田町西田78番地2
北部生涯学習センター	刈谷市井ヶ谷町松ヶ崎6番地26
中央生涯学習センター	刈谷市若松町2丁目104番地

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ刈谷市教育委員会（以下「委員会」という。）

の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。

2 委員会は、前項の規定により利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたととき。
- (2) 建物又は附属設備を害するおそれがあると認めたととき。
- (3) 管理上支障があると認めたととき。
- (4) その他委員会が適当でないと認めたととき。

（利用許可の取消し等）

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 災害その他の事故によりセンターの利用ができなくなったとき。
- (4) 公共の福祉のため、特に必要があると認めたととき。

2 委員会は、前項の規定により利用者が受ける損害に対して、その責任を負わない。

（利用期間）

第6条 中央生涯学習センターの展示ギャラリーの利用期間は、引き続き1週間を超えることができない。ただし、委員会が特に必要があると認めたとときは、これを延長することができる。

（使用料）

第7条 センターの使用料は、別表第1から別表第6までのとおりとする。

2 中央生涯学習センターで、刈谷市民ホール条例（平成20年条例第28号）別表第2に定める附帯設備のうち委員会が定めるものを使用する場合の使用料は、同表に定めるとおりとする。

3 前項の規定を適用する場合における刈谷市民ホール条例別表第2の規定の適用については、同表備考中「午後」とあるのは「午後1、午後2」とする。

4 利用者は、利用許可を受けたときは、第1項及び第2項の使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で委員会が必要があると認めたととき又は公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をい

う。)によって利用許可の申請をしたときは、利用後にこれを納付することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益その他特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、使用料を還付することができる。

(特別の設備等の承認)

第10条 利用者は、センターの利用に関し特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、建物若しくは附属設備を利用許可を受けた目的以外に利用し、又はこれらの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第12条 利用者は、センターの利用を終わったとき、又は第5条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(施設の管理)

第14条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 中央生涯学習センターにおける生涯学習事業に関する業務
- (2) センターの維持及び修繕に関する業務
- (3) その他委員会が必要と認める業務

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成13年5月21日から施行する。ただし、この条例に基づくセンターの利用の手続に関する規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の還付については、（中略）第4条（中略）の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日条例第22号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この条例に基づく北部生涯学習センターの利用の手続に関する規定は、平成20年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市生涯学習センター条例に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、同条例の規定の例により、この条例の施行前に行うことができる。

附 則（平成20年6月27日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この条例に基づく中央生涯学習センターの利用の手続に関する規定は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 中央生涯学習センターの管理を行わせるものを選定する手続は、刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成20年条例第24号）の規定の例により、この条例の施行前に行うことができる。

附 則（平成21年12月24日条例第37号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この条例に基づく北部生涯学習センター及び中央生涯学習センターの利用の手続に関する規定は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の(中略)刈谷市生涯学習センター条例(中略)の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月27日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市生涯学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月27日条例第23号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市生涯学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年10月2日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 南部生涯学習センターの管理を行わせるものの指定に関し必要な行為は、この条例の施行前に行うことができる。

附 則(令和3年3月25日条例第10号)

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第9号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 南部生涯学習センター使用料（第7条関係）

時間区分			午前	午後	夜間	全日	
			午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
利用区分	多目的ホール	A・B	平日	3,300円	4,400円	3,300円	10,100円
			土曜日、日曜日及び祝日	3,950	5,250	3,950	12,100
	A	平日	1,700	2,300	1,700	5,250	
		土曜日、日曜日及び祝日	2,000	2,750	2,000	6,250	
	B	平日	1,700	2,300	1,700	5,250	
		土曜日、日曜日及び祝日	2,000	2,750	2,000	6,250	
	研修室1	A・B	2,950	3,950	2,950	9,050	
		A	1,550	2,050	1,550	4,800	
		B	1,550	2,050	1,550	4,800	
	研修室2			1,550	2,050	1,550	4,800
	研修室3			790	1,050	790	2,400
	研修室4			790	1,050	790	2,400
研修室5			1,550	2,050	1,550	4,800	
陶芸室			1,950	2,600	1,950	6,050	
創作活動室			2,100	2,900	2,100	6,650	
視聴覚研修室			2,350	3,150	2,350	7,250	

備考

- (1) この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の12倍の額とする。

(3) 市民(衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。)以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前号の規定を適用した場合は、同号により算定した額の5割に相当する額を加えた額とする。

(4) 前号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第2 南部生涯学習センター附帯設備使用料(第7条関係)

物品名	単位	使用料
多目的ホール空調設備	1時間	2,200円
陶芸窯	1回	3,000

別表第3 北部生涯学習センター使用料(第7条関係)

(その1)

時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 まで	午前9時から 午後9時まで
利用区分	メインホール				
	平日	11,800円	13,900円	13,900円	36,300円
	土曜日、日曜日及び祝日	14,300	16,700	16,700	43,500

備考

- (1) この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- (2) 入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を1人につき1,000円以上(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円以上)を徴する場合は、当該使用料の2倍の額とする。
- (3) 時間区分外に利用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、当該使用料の1時間当たりの使用料とする。ただし、午前9時から午後4時30分まで又は午後1時から午後9時まで引き続き利用する場合の時間

区分外に係る使用料は、徴しないものとする。

(4) 準備又は原状回復のため利用する場合は、当該利用区分の使用料の2分の1に相当する額とする。

(5) 市民(衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。)以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前3号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の5割に相当する額を加えた額とする。

(6) 第3号及び前号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(その2)

利用区分		時間区分	3時間	全日
多目的ホール	平日		6,200円	22,600円
	土曜日、日曜日及び祝日		7,400	27,100
体育室	平日		2,050	7,550
	土曜日、日曜日及び祝日		2,450	9,050
201研修室			850	3,100
202研修室			1,650	6,050
203研修室			1,350	5,050
301研修室			1,650	6,050
302研修室			1,350	5,050
303研修室			850	3,100
陶芸室			1,100	4,050
創作活動室			1,250	4,650
調理実習室			1,700	6,250
和室1			1,000	3,700
和室2			610	2,250

備考

(1) この表において「3時間」とは、午前9時から午後0時まで、午後0時から午後3時ま

で、午後3時から午後6時まで及び午後6時から午後9時までを1区分とし、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。

(2) この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

(3) 入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を1人につき1,000円以上(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円以上)を徴する場合は、当該使用料の2倍の額とし、物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の12倍の額とする。

(4) 時間区分外に利用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、当該使用料の1時間当たりの使用料とする。

(5) 体育室は、床面積の3分の1を単位として利用できるものとし、この場合は、体育室の使用料の額に、利用する床面積の割合を乗じた額に相当する額とする。

(6) 市民(衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。)以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前3号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の5割に相当する額を加えた額とする。

(7) 前3号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第4 北部生涯学習センター附帯設備使用料(第7条関係)

区分	物品名	単位	使用料
メインホール	音響設備	1回	2,600円
	舞台照明設備	1回	2,200
	16ミリ映写機	1回	1,800
	グランドピアノA (調律代含まず。)	1回	6,500
	グランドピアノB (調律代含まず。)	1回	2,600
多目的ホール	音響設備	1回	1,900
	グランドピアノ (調律代含まず。)	1回	1,900

体育室	空調設備	1 時間	2,200
陶芸室	陶芸窯	1 回	3,000

備考 附帯設備（空調設備及び陶芸窯を除く。）の使用料は、時間区分（メインホールは、午前、午後又は夜間をそれぞれ1回、全日を3回とし、多目的ホールは、別表第3（その2）に規定する3時間を1回、全日を4回とする。）により徴収する。

別表第5 中央生涯学習センター使用料（第7条関係）

時間区分 利用区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
401研修室	2,750円	2,750円	2,750円	3,700円	11,000円
402研修室	3,450	3,450	3,450	4,600	13,700
403研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600
404研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600
405研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600
406研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600
407研修室	600	600	600	810	2,400
408研修室	600	600	600	810	2,400
501講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550
502講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550
503講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550
504講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550
505講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550
展示ギャラリーA	600	600	600	810	2,400
展示ギャラリーB	600	600	600	810	2,400
展示ギャラリーC	1,300	1,300	1,300	1,700	5,150
展示控室	300	300	300	400	1,200
陶芸室	4,500	4,500	4,500	6,000	18,000
創作活動室1	3,400	3,400	3,400	4,600	13,800

創作活動室 2	1,500	1,500	1,500	2,000	6,000
調理実習室	3,900	3,900	3,900	5,200	15,500
多目的練習室 1	1,250	1,250	1,250	1,650	5,000
多目的練習室 2	880	880	880	1,150	3,500
音楽室 1	1,500	1,500	1,500	2,000	6,000
音楽室 2	1,250	1,250	1,250	1,650	5,000
音楽スタジオ	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600
和室 1	720	720	720	960	2,850
和室 2	600	600	600	810	2,400
和室 3	600	600	600	810	2,400
講師控室 1	300	300	300	400	1,200
講師控室 2	300	300	300	400	1,200
講師控室 3	300	300	300	400	1,200
講師控室 4	300	300	300	400	1,200
講師控室 5	880	880	880	1,150	3,500

備考

- (1) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の12倍の額とする。
- (2) 時間区分外に利用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該使用料の1時間当たりの使用料とする。
- (3) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前2号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の5割に相当する額を加えた額とする。
- (4) 前2号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第6 中央生涯学習センター附帯設備使用料（第7条関係）

物品名	単位	使用料
陶芸窯	1回	3,000円